

中性子散乱の分野における研究協力に関する東京大学 物性研究所と合衆国エネルギー省との間の取決め

日本国政府とアメリカ合衆国政府は、1980年6月1日付けをもつて科学技術の研究開発のための協力に関する協定（以下「科学技術協定」という。）に署名しており、科学技術協定第3条において、二国政府の適当な機関の間で特別な協力活動の細目及び手続を定める実施取決めを行うことを規定しており、日本国及び合衆国の研究者は、1980年6月に、ホノルルで会合し、計画で使用するために建設される新装置の記述を含んだ日米中性子散乱協力計画の科学的側面について合意に達し、それ以後、相互連絡を取り続けてきており、日本国文部省と合衆国エネルギー省（エネルギー省）は、1983年2月9日付けをもつて、中性子散乱についての共同研究に関する実施取決め（以下「中性子散乱についての文部省—エネルギー省間取決め」という。）に合意しており、そこにおいて、東京大学物性研究所（物性研）が日米中性子散乱協力計画のうちの文部省担当分を遂行するための日本側の実施機関に指定されているので、

よつてここに、東京大学物性研究所とエネルギー省（以下これらを「両当事者」という。）とは、次のとおり取決めを締結することを希望する。

第 1 条 目 的

本協力の目的は、日本国の種々の研究施設の研究者、及びエネルギー省のために、大学連合（AUI）によつて運営されているエネルギー省所有の一施設であるブルックヘヴン国立研究所（BNL）と、ユニオンカーバイド社原子力部（UCOND）によつて運営されているエネルギー省所有の一施設であるオークリッジ国立研究所（ORNL）の研究者及び施設を参加させ、又は利用する中性子散乱の分野における共同基礎研究計画を確立することである。本取決めは、日米中性子散乱協力計画の推進のために、BNLとORNLで行われる物性研とエネルギー省との間の協力にのみ適用される。

第 2 条 範 囲

1. 高性能偏極中性子回折装置がブルックヘヴン国立研究所（BNL）の高中性子束ビーム原子炉（HFBR）に、又超低温装置、低温高圧装置、高温装置がオークリッジ国立研究所（ORNL）にある高中性子束アイソトープ原子炉（HFIR）に設置されるものとする。これら物性研の所有する4台の装置は以後まとめて「物性研設備」と呼び、物性研所有の装置の個々のものは「物性研設備の一つ」と呼ぶ。両当事者は、本取決めの期間中、物性研設備を維持する責任を共有するものとする。
2. 物性研設備の設計、製作及び据付けは、エネルギー省の承認を条件とし、物性研とBNLのためのAUI及び物性研とORNLのためのUCONDとの間の別途の取決めによるものとする。

3. 特殊な環境に試料を保持する装置のような、主要な装置又は機器の追加品目は、運営委員会によつて合意されたときには、本取決めを改定することなく、各当事者によつて提供されるものとする。
4. 両当事者は、物性研設備の使用を中心とし、またその使用のみに限定せず、BNL-HFBR及びORNL-HFIRで、中性子散乱の分野における物性研—エネルギー省共同基礎研究計画（以下「計画」という。）を行うものとする。両当事者は、物性研設備の据付けの完成に先だつて計画に着手することができる。
5. エネルギー省は、本取決めに基づく共同研究においてエネルギー省の所有する分光器を、BNL-HFBRにあつては1基当り1年につき $\frac{1}{2}$ 稼動時間相当を、ORNL-HFIRにあつては物性研の特殊装置の利用に供する分光器を含め1基当り1年につき $\frac{1}{4}$ 稼動時間相当を超えない範囲において無償で物性研の利用に供するものとする。物性研は日本国原子力研究所との別個の覚え書に基づきORNL-HFIRにあつては1基当り1年につき $\frac{1}{4}$ 稼動時間相当時間以上を無償で利用できるものとする。ただし、この場合においても日本側の総利用時間数は1基当り1年につき $\frac{1}{2}$ 稼動時間を超えないものとする。
6. 計画には、固体物理学、化学、生物学及び金属学、又は相互に合意する他の科学分野における研究が含まれる。
7. 計画の成果は、科学文献として出版されることが意図される。いかなるそのような成果の出版にあつても、その成果が「日米中性子散乱協力計画」に基づいて得られたものであることが、明示されるものとする。
8. 計画の実施は、エネルギー省の承認を条件とし、物性研とBNLのためのAUI及び物性研とORNLのためのUCONDとの間の別途の取決めによるものとする。
9. 本取決めの有効期間中にBNLにおけるHFBR又はORNLにおけるHFIRの運転が終了した場合には、両当事者は、相互に合意できる一連の措置に到達するよう協議するものとする。しかしながら、この場合、エネルギー省は、物性研設備及び日米中性子散乱協力計画のうち、物性研が分担している部分について相互に合意する他の研究施設に再配置するように誠意をもつて努力するものとする。
10. エネルギー省は、HFBRとHFIR及び本取決めの施行前又は本取決めの範囲外で取得されたすべての関連機器に対して、単独で責任を負うものとする。本取決めに基づいて実行される研究活動以外のHFBRとHFIRでの研究活動については、エネルギー省が、単独で責任を負うものとする。

第 3 条 運 営

両当事者は、運営委員会を設置することに合意し、その組織及び機能は、次のとおりである。

- (a) 運営委員会は、各当事者によつて指名される1名ずつの委員によつて構成されるものとする。各当事者は、それぞれの代表者として指名された者が、運営委員会の委員としてその責務を行使し得ない場合のために、代表者の代理者を併わせて指名するものとする。各当事者は、本項に規定するすべての指名について、書面により他の当事者に対し通知するものとする。
- (b) 各当事者は、運営委員会において1票の投票権を有するものとし、すべての決定は、両当事者の一致によるものとする。運営委員会は、適当と認めるときは、AUI及びUCONDの代表者及びその他の参考人を委員会に出席させることができる。
- (c) 運営委員会は、毎年、翌年の予算案及び研究計画を承認するものとする。運営委員会は、予算案及び新計画を各当事者によつて承認されるような実際の予算と適合させるものとする。
- (d) 運営委員会は、承認された研究計画の実施を監督し、審査し並びに計画における優先事項を決定するものとする。
- (e) 運営委員会は、適当と認める場合は、特別の検討及び技術的審査を行うものとする。
- (f) 運営委員会は、前年、計画の実施のために使われた資金の会計を含んだ年次報告書を物性研及びエネルギー省に提出するものとする。
- (g) 運営委員会は、少なくとも年に一度、相互に合意された場所及び期日に開催されるものとする。
- (h) 運営委員会は、計画を実施するために必要と認められる場合は、研究委員会を設置することができる。

第4条 財務

1. 物性研は、エネルギー省の承認を条件とする物性研とAUI及び物性研とUCONDとの間の別途の取決めに従つて、BNLとORNLにおける物性研設備の設計、製作及び据付けの資金を提供するものとする。
2. エネルギー省は、計画の実行に必要なすべての中性子を物性研に無償で提供するものとする。
3. 書面をもつて別に相互に合意された場合又は本取決めで特別に記述されている場合を除いて、両当事者は、計画のすべての費用を平等に分担するものとする。
4. 物性研は、運営委員会で相互に決定された物性研の費用分担金を充当するため、半年毎に資金分担金を合衆国ドルでエネルギー省に支払うものとする。この分担金は、エネルギー省によつて指定される合衆国財務省の口座に支払われるものとする。物性研による資金分担金の支払いは、エネルギー省が特定する手続に従いかつ物性研が指定した住所に航空郵便で9月30日及び3月31日までに郵送されるエネルギー省によつて署名

された請求書に従って、10月31日及び4月30日以前になされるものとする。

5. 「全費用」とは、計画を実行していく際にBNLにおいてAUIが、またORNLにおいてUCONNが負う費用を意味する。

ただし、次の費用は除く。

- (a) 第2条第5項に規定するエネルギー省所有の分光器の使用料
 - (b) 計画のために中性子を提供するHFBRとHFIRの運転費用
 - (c) 計画に参加するAUIとUCONNの研究員の給与及び人当研究経費。この除外事項は、AUI及びUCONNの人当研究経費には適用されない。
6. 費用は、当該作業がすべてエネルギー省の資金によつてなされた場合と同じ基準に基づき積算される。
7. 費用は、計画に直接使われる補助要員、職工の労働時間、機器及び部品の製作、コンピュータ使用時間、材料、消耗品及び機器のごとき項目に係るものを含む。
8. 毎年4月30日までにエネルギー省は、3月31日までの12カ月の期間における費用明細書を用意するものとする。この明細書は、実際にかかった費用と見積られた費用との比較並びに実際の研究と計画された研究との比較を含むものとし、これは、当該年及び将来の年次計画における予算及び研究計画を調査するためのものである。
9. 両当事者が本取決めに規定するそれぞれの責任を遂行する能力は、配賦された資金の支出限度に支配される。

第5条 人員の派遣

1. 物性研は、本取決めに基づき、人員を派遣しようとするときはいかなる場合でも、適格な人員を派遣することを保証するものとする。
2. 個々の人員派遣は、エネルギー省の承認を条件とする物性研とAUI及び物性研とUCONNとの間の別途の人員派遣取決めによるものとする。
3. 物性研は、本条第2項に基づき派遣される人員に支払われるべき給与、保険料及び諸手当を支払う責任を負うものとする。
4. 物性研は、別に合意された場合を除き、BNL及びORNLへの派遣中の当該人員の旅行及び生活に要する費用を支払うものとする。
5. AUIまたはUCONNは、BNLまたはORNLに派遣中の人員及びその家族のための宿所等の手配につき助力するものとする。
6. AUIまたはUCONNは、査証の取得を含む旅行の手配等の事務手続に関し派遣された人員及びその家族に対し助力を行うものとする。
7. 派遣された人員は、BNL及びORNLにおいて効力を有する一般的な作業規則及び安全規則又は別途の派遣取決めでの合意事項を遵守するものとする。

8. 派遣された人員は、本取決めに基づく研究及びその他の活動の遂行に必要な援助を受けられるものとする。

第 6 条 損害賠償

本取決めの実施期間中に生じた損害の賠償は、両当事者の国において適用される法律に従うものとする。

第 7 条 特許及び情報

1. 両当事者は、本取決めに基づく活動を遂行するために必要な情報を交換するものとする。
2. 本取決めから発生するすべての情報は、両当事者間においてすみやかに交換されるものとする。
3. 本取決めに基づいて交換され、又は発生する情報の応用又は使用は、それを受領する当事者の責任において行われるものとし、他方の当事者は、その情報が特定の使用又は応用に適合することは保証しないものとする。
4. 本取決めに基づいて交換され、又は発生する情報は、広く配布することができるものとする。かかる情報は、各当事者により、通例の経路を通じ、及び両当事者の定める正規の手続きに従って一般の利用に供することができる。
5. 各当事者又はこれと協力関係にある機関若しくは個人の著作権については、国際的に認められた保護基準に合致した取扱いがなされるものとする。
6. 財産的性格を有する情報は、物性研及びエネルギー省の書面による明示の承認がある場合を除き、本計画に受け入れられ又は利用されないものとする。本取決めにおいて、財産的性格を有する情報とは、商業上の機密、ノーハウ（たとえば、コンピュータプログラム、設計手順・技術、材料の化学組成、又は製造方法・工権又は処理方法）等の機密の性格を有する情報であつて、適切な標示が付されており、かつ
 - (a) 一般に知られていないもの、又は他の情報源からも一般に入手できない情報
 - (b) 所有者が、未だにその機密性について義務を負わせることなしに他に利用させていない情報
 - (c) その機密性について義務を負うことなしには、未だ受領当事者の占有に付されていない情報である。

財産的性格を有する情報を識別し、かつ、それが適切に標示されていることを確保することは、そのような情報を提供する当事者の責任である。
7. 本取決めの期間中に若しくは取決めの下で物性研設備の設計、製作及び使用の結果若しくは第 2 条に規定するその他の装置又は機器の使用の結果、及び計画の下で行われ

る研究の結果なされた又は着想された発明(以下「発生した発明」という。)は、物性研又はエネルギー省のいずれかによつて確認され、すみやかに他の当事者に報告されるものとする。

8. 特許保護が、与えられるべき発明に係る情報は、両当事者のいずれか一方の国において特許出願がなされるまで、両当事者によつて出版し、又は一般に公開されてはならない。ただし、この出版又は公開の制限は、発明の通知の日から6か月間を超えてはならないものとする。特許出願によつて適切に保護されていない発明を公開する報告書類に適切な標示を付することは、その発明を通知する当事者の責任とするものとする。
9. 発生した発明は、
 - (a) 日本国においては、エネルギー省及び同省の指定する同国人に非排他的、取消不能、無償実施権を許諾する条件で物性研に、
 - (b) 合衆国及び第三国においては、物性研及びその指定する同国人に非排他的、取消不能、無償実施権を許諾する条件でエネルギー省に、
帰属するものとする。
10. 各当事者は、それぞれの国の法律によつてそれぞれの国籍のものに対し支払わなければならない褒賞金又は補償金を支払う責任を負うものとする。各当事者は、それぞれの国の法律のもとでの発明者のいかなる権利をも侵害することなしに、発明者から本条の規定を遂行するのに必要な協力が得られるよう必要なすべての処置を講じるものとする。

第 8 条 機 器

H F B R, H F I R 及び物性研設備のためのもの以外で、本取決めに基づき交換又は供給されるすべての機器は、次の規定により取り扱われるものとする。

1. 送る側の当事者は、関連仕様書及び技術的及びその他の文書と共に、供給される機器の詳細な一覧表を可及的すみやかに提供するものとする。
2. 送る側の当事者によつて供給される機器、予備部品及び文書の所有権は、送る側の当事者に存続し、他に合意されない限り、相互に合意した活動が終了した時点で送る側の当事者に返還されるものとする。
3. 受け取る側の機関は、機器のために必要な土地及び家屋を提供するものとし、相互に合意される技術的な必要条件に従い、電力、水、ガス等を提供するものとする。
4. 送る側の当事者の国の最初の出発地から受け取る側の当事者の国の最終到着地までの機器の輸送中の費用、保管及び保険の責任は、送る側の当事者が負うものとする。送る側の当事者が、機器の返還を選択する場合には、送る側の当事者は、受け取る側の当事者の国の最終到着地までの途上の費用、保管及び保険の責任を負うものとする。
5. 相互に合意された活動を遂行するために、送る側の当事者によつて提供される機器は、

商業的ではなく科学的な性格を有しているとみなされるものとし、受け取る側の当事者は、そのような機器に関する輸入税の支払義務を免れるよう誠意をもって努力するものとする。

第 9 条 その他の事項

1. 本取決めは、署名と同時に発行し、中性子散乱に関する文部省／エネルギー省取決め期間中、有効に存続するものとする。
2. 本取決めは、いずれかの当事者の意思により、本取決めの終了を要求する当事者の書面による 6 カ月前の告知によつて終了させることができる。
3. いかなる終了も、その終了の日までに本取決めのもとで、いずれかの当事者に生じた権利を侵害しないものとする。そのような終了の場合には、両当事者間の支払の精算及び情報の授受は、相互に合意されるところによるものとする。
4. 本取決めが終了するときは、運営委員会は、物性研及びエネルギー省の承認を条件として、計画の資産及び収益を本取決めに基づく両当事者の分担額及び未払債務に比例して分配するものとする。
5. 本取決めは、両当事者の書面による合意に基づき、修正し、又は延長されることができる。
6. 本取決めに基づく活動は、両当事者の国の適用法令に従うものとする。本取決め期間中、本取決めに関し発生した疑義は、両当事者の相互の合意によつて解決されるものとする。
7. 着手されたが、計画の消滅時又は終結時に完成されていないすべての共同の仕事及び実験は、相互の合意によつて、本取決めの条件に基づき、それらが完成されるまで、存続されることができる。

以上の証拠として、両当事者は、本取決めを 2 通作成し、1983年3月29日東京において署名した。

東京大学物性研究所のために

アメリカ合衆国エネルギー省のために

署名 _____

署名 _____

氏名 中 嶋 貞 雄

氏名 B . D . H i l l

肩書 東京大学物性研究所長

肩書 合衆国大使館 エネルギー省代表

署名 _____

氏名 篠 澤 公 平

肩書 東京大学 事務局長